

平成29年度「緑の募金」事業事務手続

緑のネットワーク事業

社会公共施設緑化事業

1 事業主体 老人福祉施設、幼児保育施設、障害者施設等（規約を有すること）

2 事業の内容

上記施設内への樹木の植栽、花壇の造成（草花の植栽は除く）

3 1団体当たりの助成額 原則として30万円以内

4 採択要件 新規団体を優先する

5 手続

*注

(1) 事業の実施を希望する事業主体の代表者（以下「申請者」という。）は、理事長が指定する期日までに、事業申請書（様式-1）を理事長に提出する。

(2) 理事長は、事業申請書の提出があったものについて、別に定める公募事業等審査に諮り、事業実施の可否等を決定し、事業決定通知書（様式-2）により申請者へ通知する。

(3) 申請者は、事業終了後、1ヶ月以内に事業実績報告書（様式-3）を理事長に提出する。

(4) 理事長は、報告書に基づき事業内容及び事業費を確認して申請者の指定する口座に送金する。

(5) 申請者は、事業決定後、事業内容を変更又は中止するときは、速やかに変更承認申請書（様式-4）を理事長へ提出する。

(6) 理事長は、前項の申請書の内容が適当と認めるときは、変更決定書を申請者へ通知する。

(7) 理事長は、本事業の適切な推進を図るため、必要な情報資料を申請者に提供するものとする。

6 事業の明示（広報）

この事業が「緑の募金」を活用している旨を明示し、周知を図ること。

（標識板（標柱）、団体のホームページ、印刷物への記載等）

*注 提出期限：4月1日～11月30日まで

但し、事業の実施は、事業決定後とする。助成金の交付額が予算額に達し次第、受付終了とする。